

千葉県高校生の投票事務への従事に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県選挙管理委員会（以下「市選挙管理委員会」という。）及び千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区・美浜区選挙管理委員会（以下「区選挙管理委員会」という。）が執行する予定の選挙に係る投票事務（以下「投票事務」という。）に高校生を従事させることに関し、必要な事項を定めるとともに、選挙に対する知識や関心を高め、ひいては投票率の向上に資することを目的とする。

(資格)

第2条 この要綱に基づき投票事務に従事することができる者は、千葉市内の高等学校等に通学する15歳以上の生徒とする。

(募集方法)

第3条 投票事務に従事する高校生（以下「高校生従事者」という。）の募集は、次の方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 市内の高等学校等を通じた募集
- (2) 一般公募

(事務の内容)

第4条 投票事務のうち高校生従事者が行う事務の内容は、場内整理、庶務の補助及び投票用紙交付に係る事務その他投票管理者が指定する事務とする。

(応募手続等)

第5条 投票事務に従事しようとする者は、選挙事務従事者申込書（様式第1号）を市選挙管理委員会に提出しなければならない。

- 2 市選挙管理委員会は、前項の選挙事務従事者申込書の提出を受けたときは、選挙事務従事者として決定の可否及び従事する投票所を決定するものとする。
- 3 市選挙管理委員会は、前2項の規定により、選挙事務従事者として決定した者に対し速やかに選挙事務従事者決定通知書（様式第2号）により通知する。
- 4 前項の規定により、市選挙管理委員会が選挙事務従事者として決定した者は、市選挙管理委員会が指定した日時、場所で、従事する事務に応じて研修を受けなければならない。

(従事日時及び研修日時)

第6条 高校生従事者の従事日時及び研修日時は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 投票所設営事務 投票管理者が指定する日時（原則2時間）

(2) 投票日当日事務 投票日当日の午前6時30分から午後1時30分まで、または、午後1時30分から午後8時30分までのいずれかとする。

(3) 事前研修 市選挙管理委員会が指定する日の1時間

(謝礼)

第7条 高校生従事者には、謝礼を支払う。

2 謝礼は、1時間あたり1,000円とする。

3 謝礼は、従事時間終了後、従事する投票所において現金払いとする。

(休憩時間)

第8条 高校生従事者が、第6条第2号の投票日当日事務に従事するときは、1時間の休憩時間を取得するものとする。

(傷害保険等)

第9条 高校生従事者が、投票事務従事中の急激かつ偶然な外来の事故によって死亡し、又は傷害を負った場合に備え、市選挙管理委員会は傷害保険に加入し、これにより補償する。

(要綱の変更等)

第10条 この要綱の変更等については、市選挙管理委員会が行う。

2 前項の変更等の際は、市選挙管理委員会は、必要に応じて区選挙管理委員会の意見を聴取することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、高校生の投票事務への従事に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

選挙事務従事者申込書

提出日 令和 年 月 日

(あて先) 千葉市選挙管理委員会

以下のとおり、千葉市選挙管理委員会が執行する選挙事務従事者として申し込みます。併せて誓約事項(裏面)を遵守することを誓約します。

ふりがな			写真等貼付欄 ※学生証・パスポート等の 写し(コピー)でも可
氏 名			
生年月日	平成 年 月 日生 (歳)		
現 住 所	〒 — ※アパート・マンション名も記入		
学校名及び学年		高等学校 学年	※希望する時間を○してください 1 6 : 30～13 : 30 2 13 : 00～20 : 30
日中の連絡先	※休日等、連絡がとれる電話を記入 自 宅 — — 携帯番号 — —		
交通手段	※配置の参考としますので、自宅から学校までの交通手段を○してください 徒 歩 ・ 自 転 車 ・ 鉄 道 ・ バ ス ・ 自 動 車 (家族送迎)		

※お預かりした個人情報は他の目的には使用しません。
※従事場所及び時間については、後日通知する予定です。従事時間については、投票所の関係で希望どおりにならない場合もありますので、ご了承ください。

保護者同意確認欄	選挙事務従事者の申込み及び誓約事項(裏面)について確認しました。 保護者氏名 ※署名または記名押印してください		
学校申込許可欄	上記生徒が選挙事務に従事することを許可します。 許可者 役職・氏名 ※署名または記名押印してください		

選挙管理委員会使用欄 ※この欄は記入しないでください。

整理番号		投票所	区 第 投票所 _____
------	--	-----	--------------------------

誓約事項

- 1 選挙事務従事者として、投票管理者や他の事務従事者と協力し、誠実に事務に従事します。
- 2 公職選挙法を遵守し、投票の秘密を守るとともに、決して選挙の公正を害することなく、かつ、当該事務に従事した際に知り得た秘密を他に漏らしません。
- 3 (1) 故意又は過失により千葉県選挙管理委員会に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
(2) 第三者に与えた損害についても、責任の一切を負うこととします。
(3) 第三者に与えた損害等により、千葉県選挙管理委員会が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、千葉県選挙管理委員会が被った損害の補填をします。

選挙事務従事者決定通知書

様

あなたを選挙事務従事者として決定しましたので通知します。

従 事 場 所	区 第 投票区 投票所
従 事 内 容	投票所設営及び投票事務
従 事 日 時	事前研修 年 月 日 午前 時 分 ～ 午前 時 分 投票所設営 年 月 日 午前 9 時 0 0 分 ～ 午前 1 1 時 0 0 分 ※投票所によっては設営時間に変更される場合があります。 投票事務 年 月 日 午前 時 分 ～ 午前 時 分
休 憩 時 間	従事時間中に 1 時間
謝 礼	1 時間あたり 1 , 0 0 0 円
交 通 費	なし
傷 害 保 険	投票事務従事中の急激かつ偶然な外来の事故によって死亡し、又は障害を負った場合、千葉県選挙管理委員会が加入する傷害保険により補償します。

年 月 日

千葉県選挙管理委員会